

中央区一般廃棄物処理基本計画の改定について
(第1回清掃・リサイクル推進協議会資料)

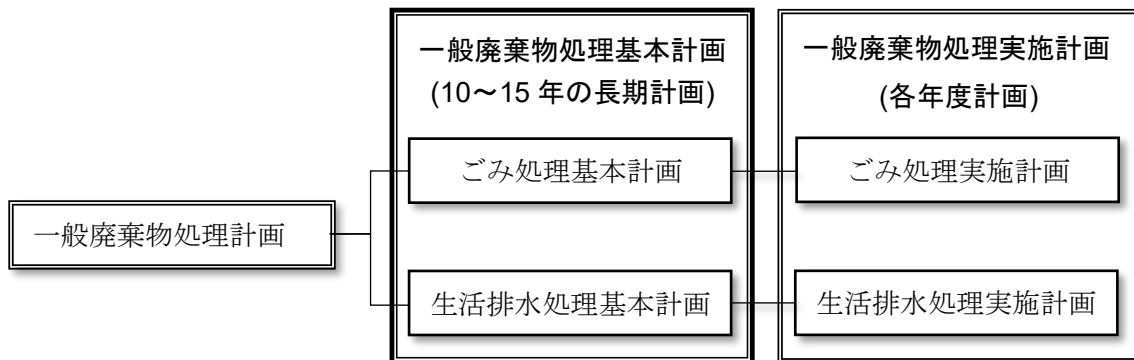
1.	一般廃棄物処理基本計画について	2
(1)	根拠法令等	2
(2)	計画の位置づけ	3
2.	中央区の概要	4
(1)	人口と世帯数	4
(2)	世帯当たりの人数	4
(3)	年齢構成	5
(4)	外国人人口	5
(5)	住居形態	6
(6)	昼間人口	6
(7)	事業所数・従業者数	7
(8)	業種別事業所数	7
(9)	従業者規模	8
3.	清掃・リサイクルを取り巻く動向	9
(1)	国の動向	9
(2)	東京都の動向	11
(3)	国際的な動向	11
4.	ごみ・資源量の推移	13
(1)	ごみ量の推移	14
(2)	資源回収量の推移	15
(3)	事業用大規模建築物・事業用建築物のごみ量	16
5.	数値目標の達成状況	18
(1)	家庭ごみの減量目標	18
(2)	事業系ごみの減量目標	19

1. 一般廃棄物処理基本計画について

(1) 根拠法令等

- 一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、区市町村が定める長期計画です。国の指針（ごみ処理基本計画策定指針）では計画期間は10～15年で、概ね5年おきに見直すこととなっています。

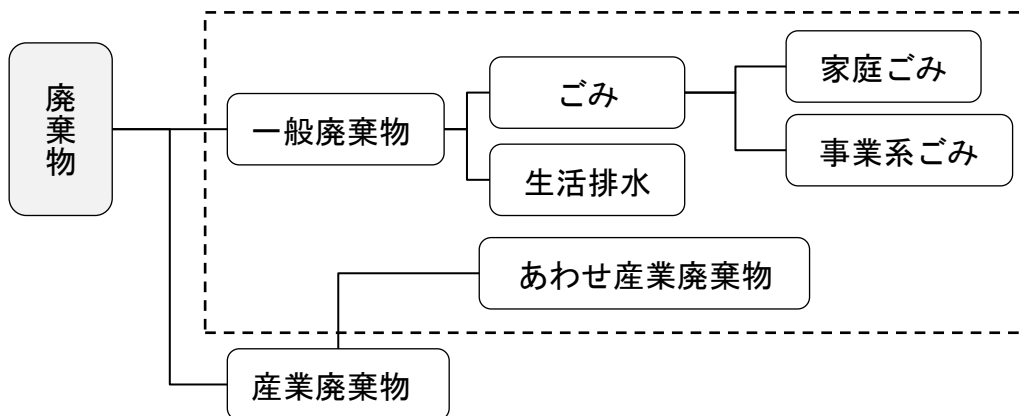
図表 1 一般廃棄物処理基本計画の構成



出典: 「ごみ処理基本計画策定指針」平成28年9月環境省

- 本計画の対象となる廃棄物は、「一般廃棄物」と区が処理をすることができると定めている「あわせ産業廃棄物」です。

図表 2 廃棄物の法的な区分

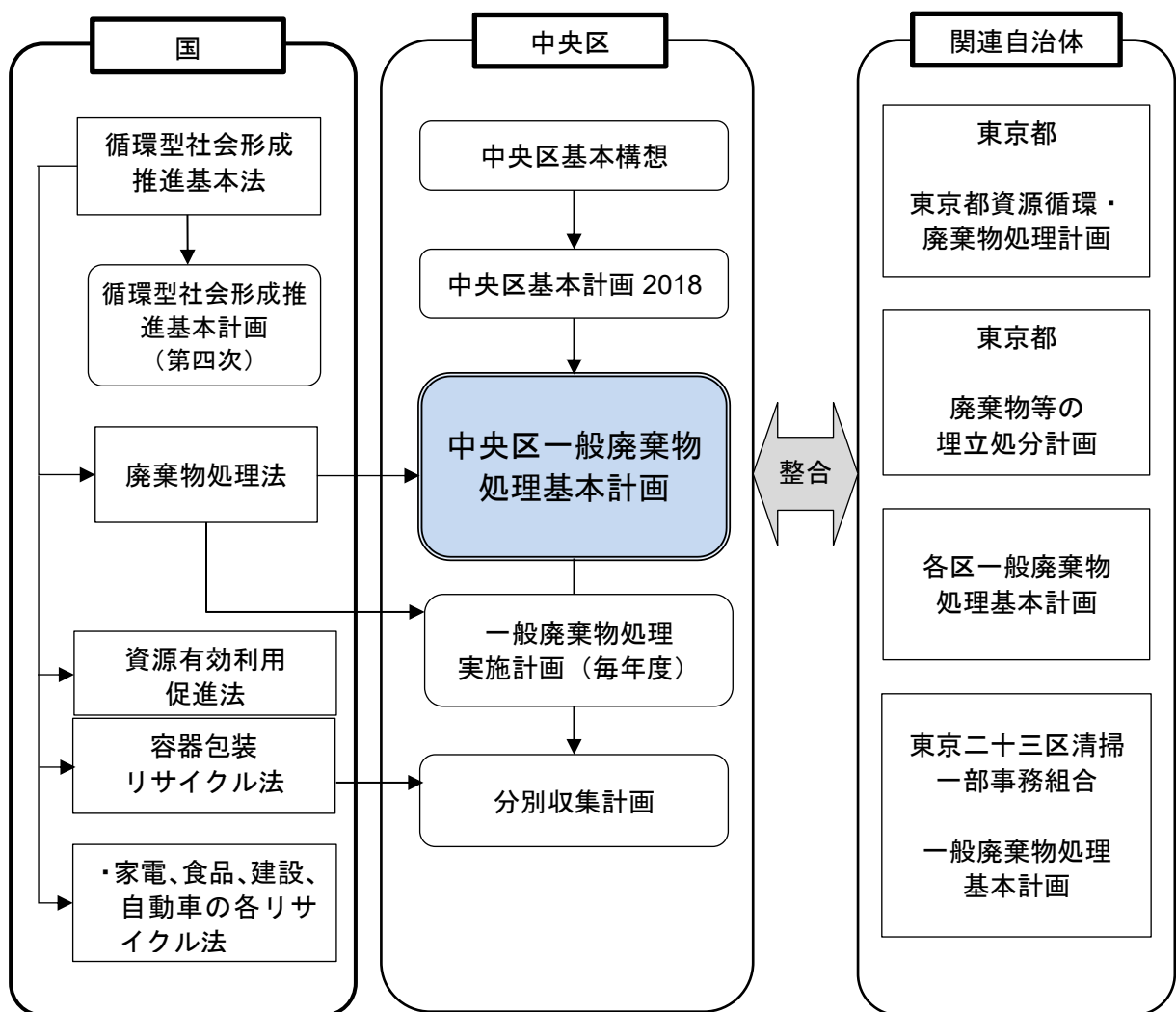


- 産業廃棄物 : 事業活動に伴って排出される廃棄物で、廃プラスチックや廃油などの20品目をいいます。
- 一般廃棄物 : 産業廃棄物以外の廃棄物で、家庭ごみのほか、産業廃棄物以外の事業系ごみや生活排水をいいます。
- あわせ産業廃棄物 : 一般廃棄物と一緒に処理することができる紙くずや木くずなどの産業廃棄物をいいます。

(2) 計画の位置づけ

- 一般廃棄物処理基本計画の上位計画は、『中央区基本構想』及び『中央区基本計画 2018』となります。
- また、関係を有する国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合・他区の計画と調和を保つよう努める必要があります。
(国や都の政策については後述します。)

図表 3 一般廃棄物処理基本計画に関連する国、都、他区の計画等

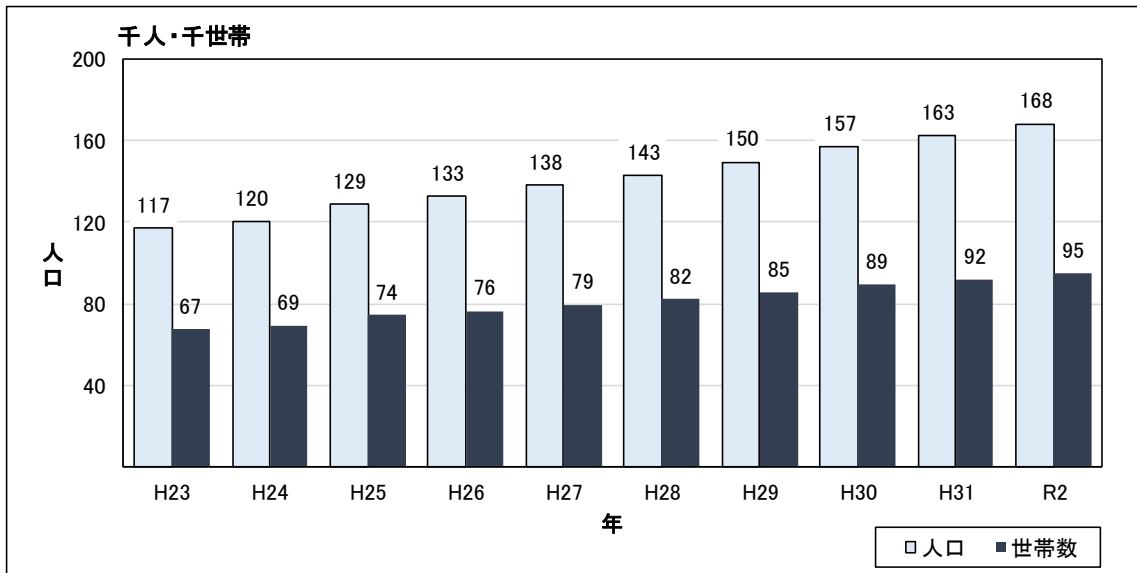


2. 中央区の概要

(1) 人口と世帯数

- 本区の人口は増加傾向にあり、令和2年1月1日の人口は168,361人、世帯数は94,807世帯に達しています。

図表 4 人口・世帯数の推移

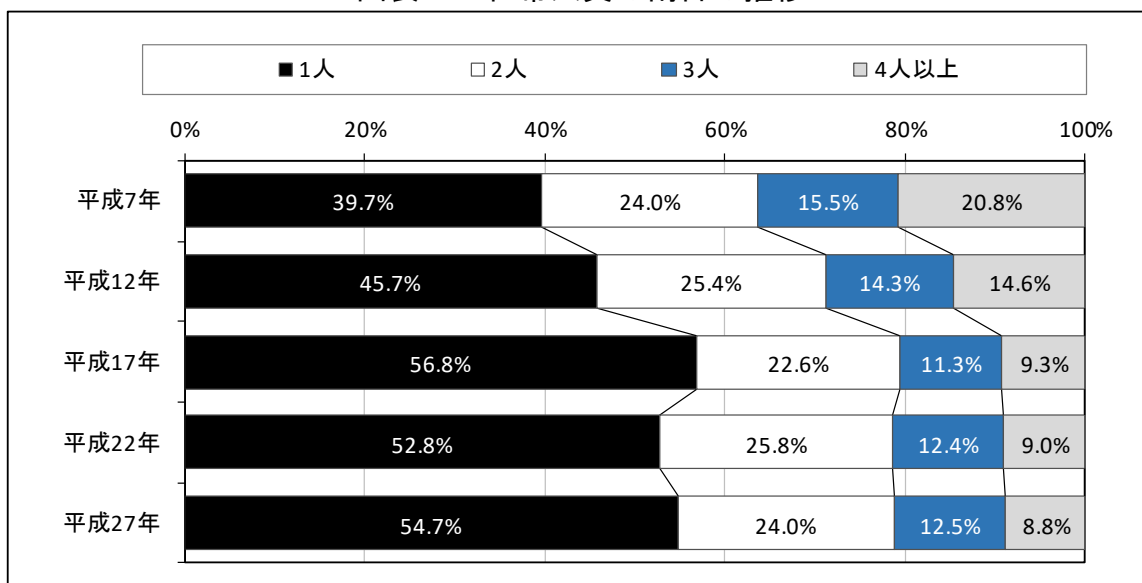


※平成25年以降は外国人を含む。(資料：住民基本台帳各年1月1日現在)

(2) 世帯当たりの人数

- 単身世帯が最も多く、平成27年の国勢調査では54.7%となっています。

図表 5 世帯人員の割合の推移

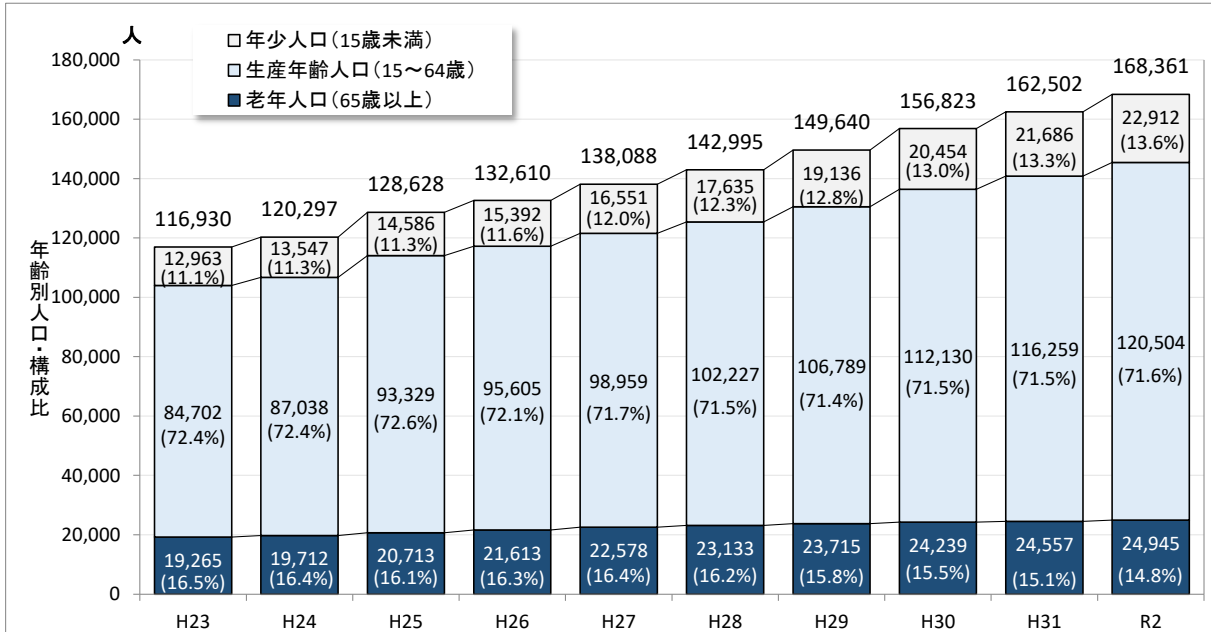


(資料：国勢調査)

(3) 年齢構成

- 年齢3区分別の人口動向を見ると、15歳未満の年少人口の割合が少しずつ増加しており、令和2年1月1日では13.6%に達しています。
- 65歳以上の老年人口の割合は減少傾向にあり、令和2年は15%を下回っています。

図表 6 年齢構成別人口の推移

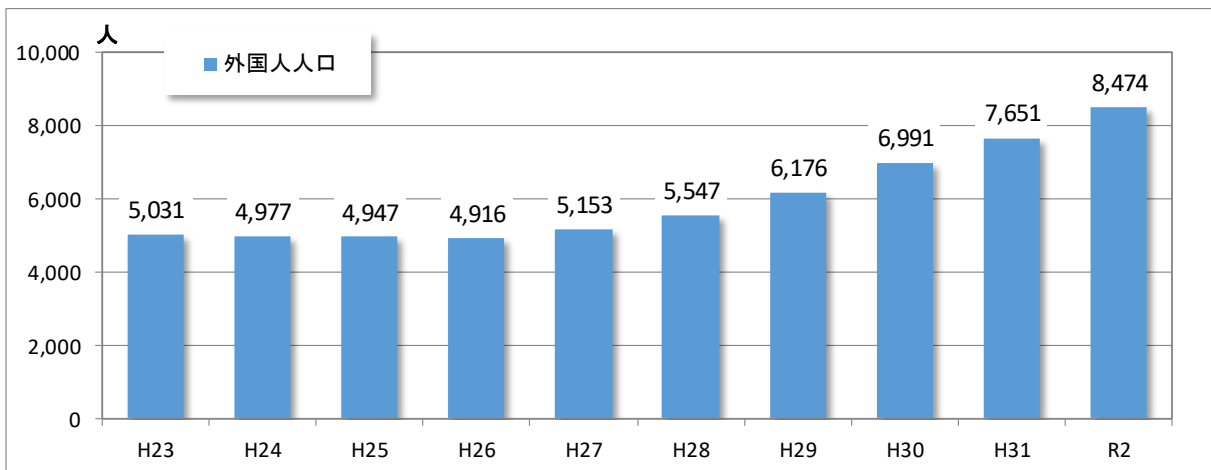


※平成25年以降は外国人を含む。(資料：住民基本台帳各年1月1日現在)

(4) 外国人人口

- 外国人人口は、近年急激に伸びており、令和2年1月1日現在で8,474人となっています。

図表 7 外国人人口の推移

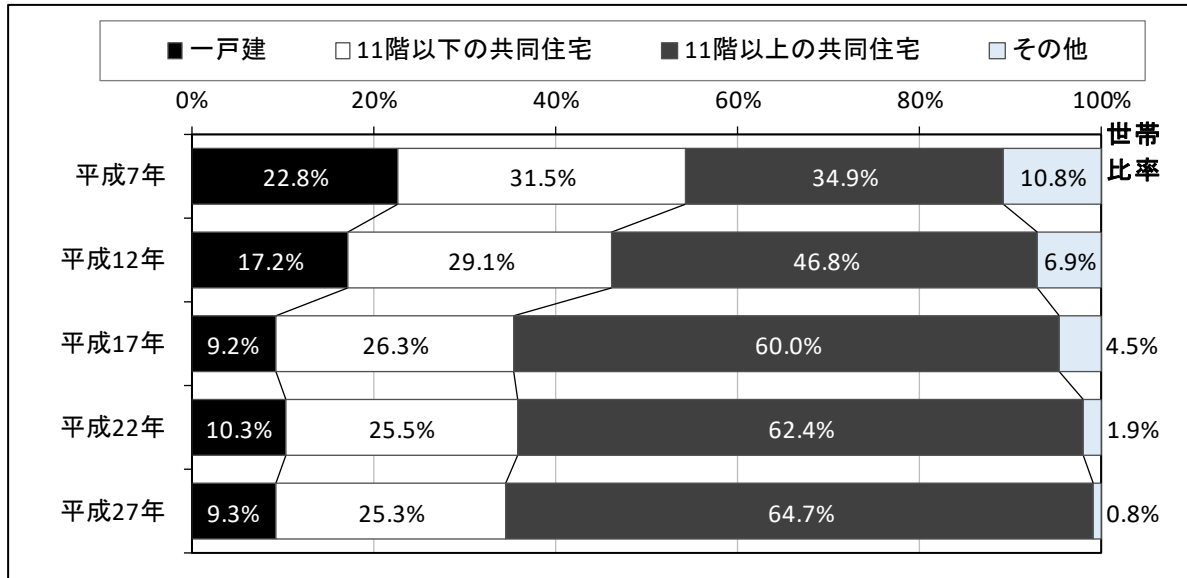


(資料：平成24年までは外国人登録者数、平成25年以降は住民基本台帳の各年1月1日現在)

(5) 住居形態

- 平成 27 年の国勢調査では、11 階以上の共同住宅に住む世帯が最も多く、全世帯の 64.7%となっています。

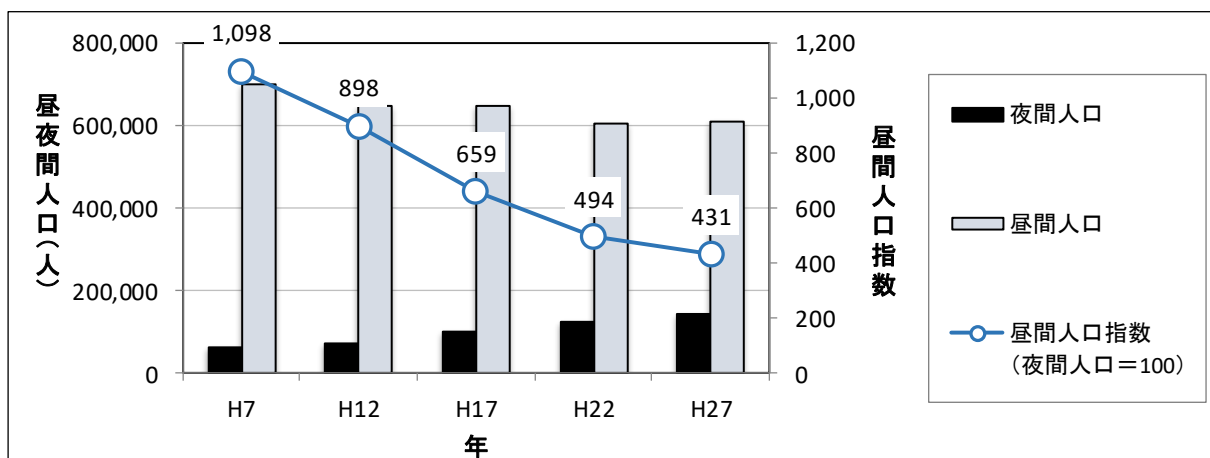
図表 8 本区の住居形態別世帯割合の推移



(資料：国勢調査)

(6) 昼間人口

- 本区は、千代田区に次いで昼間に人が多く集まる区です。夜間人口を 100 とした場合の昼間人口指数は年々低下しているものの、平成 27 年国勢調査では 431 と、依然として夜間の 4 倍以上の人口が昼間に集まっています。

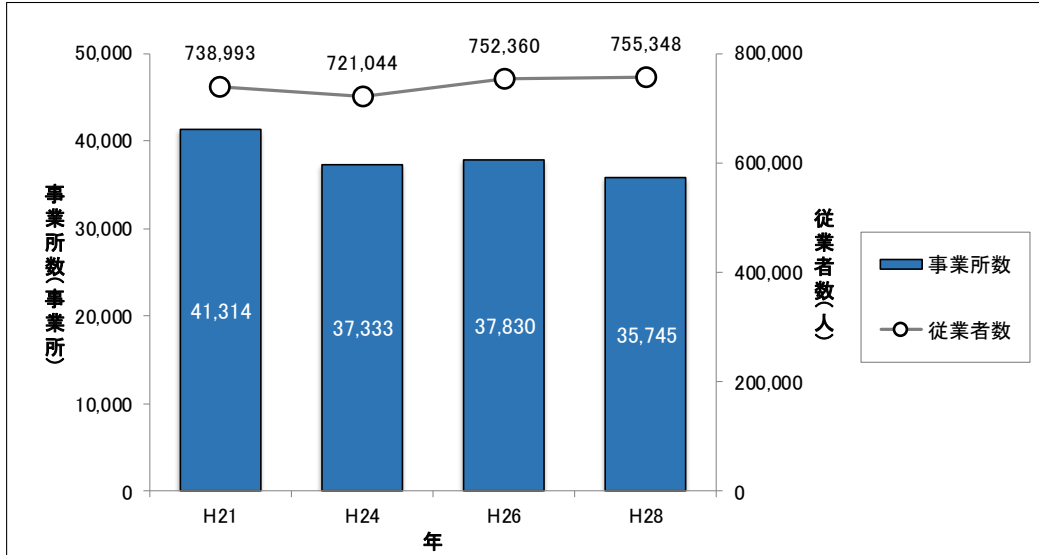


(資料：国勢調査)

(7) 事業所数・従業者数

- 平成 28 年の経済センサスによると、本区の実業所数は 35,745 事業所です。これは港区（37,116 事業所）に次いで 2 番目に多い事業所数です。
- 従業者数はやや増加傾向にあり、平成 28 年で 755,348 人となっています。

図表 9 事業所数・従業者数の推移

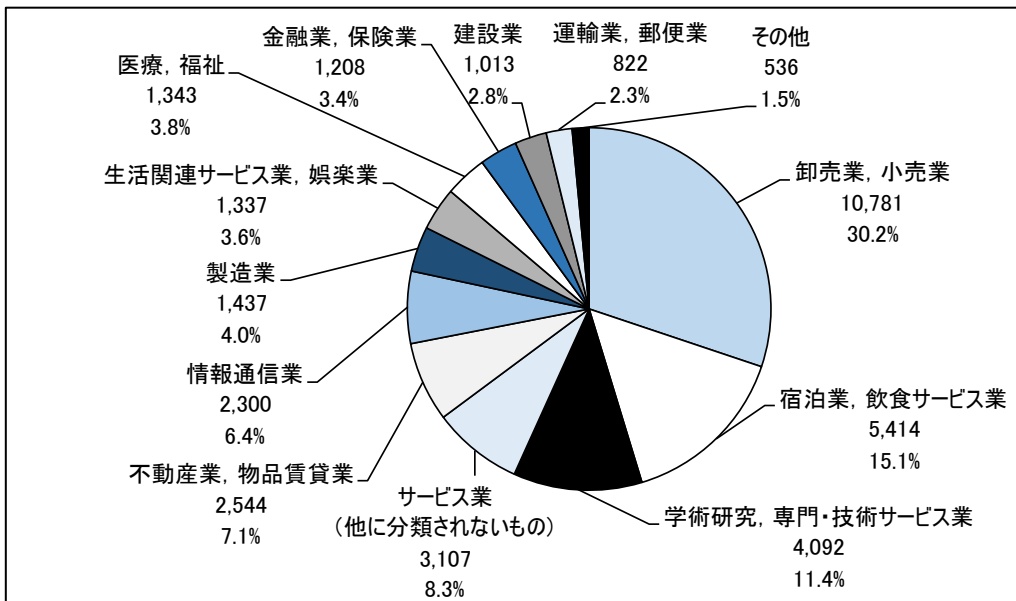


※公務を除く民営事業所のみ。(資料：経済センサス)

(8) 業種別事業所数

- 業種別に見ると、卸・小売業の比率が最も高く、全事業所の 30.2% となっています。ただし、これは築地市場移転前の平成 28 年のデータです。

図表 10 業種別事業所数

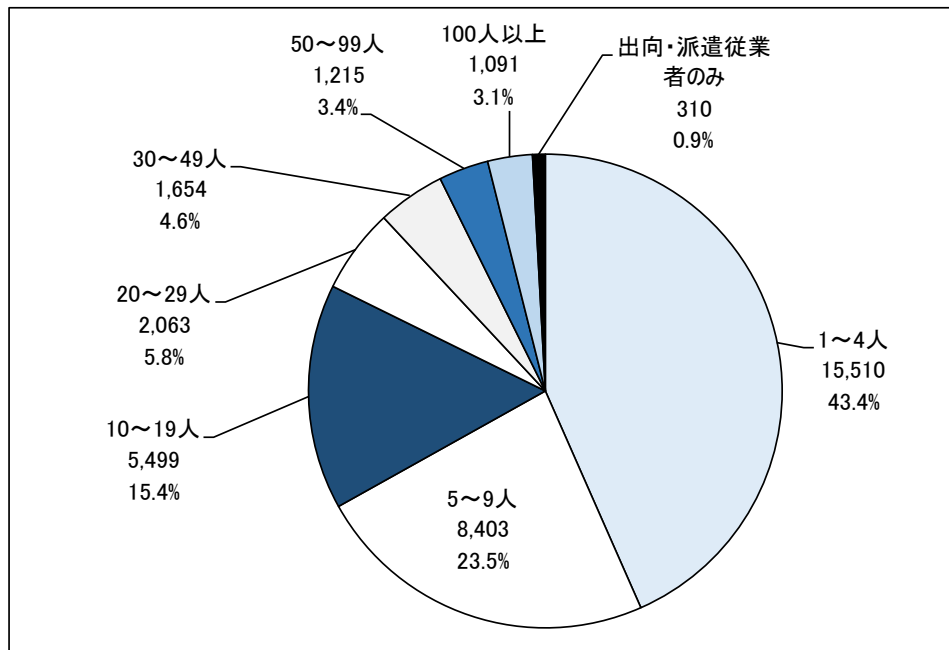


(資料：平成 28 年経済センサス)

(9) 従業者規模

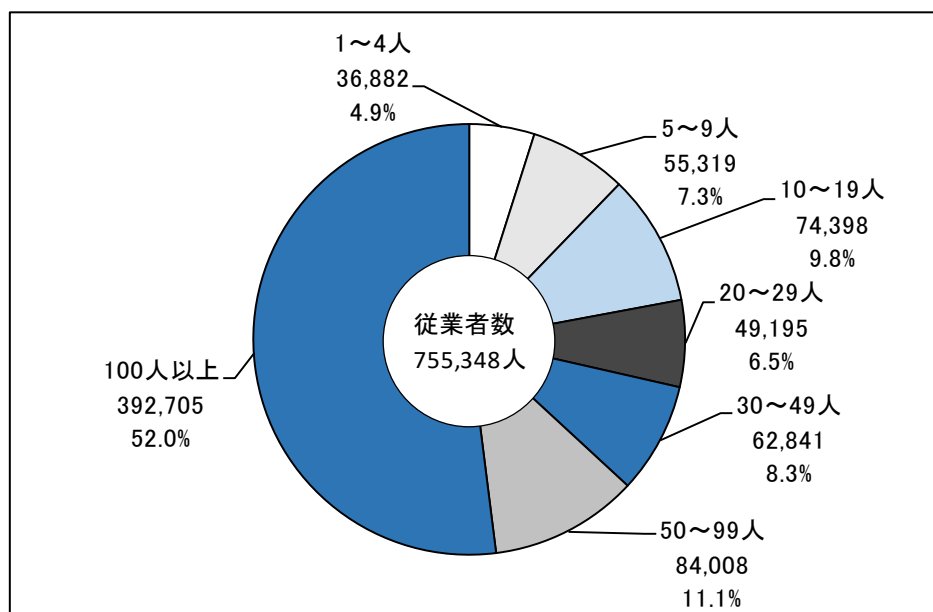
- 従業者規模別に事業所数を見ると、従業者5人未満の事業所が43.4%と最も多く占めています。
- 一方、従業者数で見ると、全従業者数755,348人の内、52.0%が100人以上の大規模な事業所に集中していることがわかります。

図表 11 従業者規模別の事業所数



(資料：平成28年経済センサス)

図表 12 事業所の従業者規模別の従業者数



(資料：平成28年経済センサス)

3. 清掃・リサイクルを取り巻く動向

(1) 国の動向

①第四次循環型社会形成推進基本計画の策定

- 「循環型社会形成推進基本計画」とは、平成 12 年に成立した「循環型社会形成推進基本法」に基づいて国が策定する基本計画です。
最新の「第四次循環型社会形成推進基本計画」は、平成 30 年 6 月に閣議決定されました。
- 第四次計画では国際的な問題となっている食品ロス対策や海洋プラスチックごみ問題への対処などが必要であるとし、プラスチックやバイオマスなどの徹底した資源循環を掲げました。また、自治体レベルから全国レベルに渡る重層的な災害廃棄物対策（災害廃棄物処理計画の策定など）の推進などを掲げました。

②「プラスチック資源循環戦略」の策定

- 海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化問題に対応するため、国は令和元年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。
- 戦略では、「3R+Renewable（代替素材）」を基本原則として、廃プラスチックの発生抑制、資源化の推進、海ごみ対策の推進などをうたっています。
- また、令和 2 年 7 月を目途に、レジ袋の有料化（無償配布禁止）制度が導入される予定で、大手スーパーなどでは既に前倒しの対応が始まっています。

図表 13 プラスチック資源循環戦略の概要

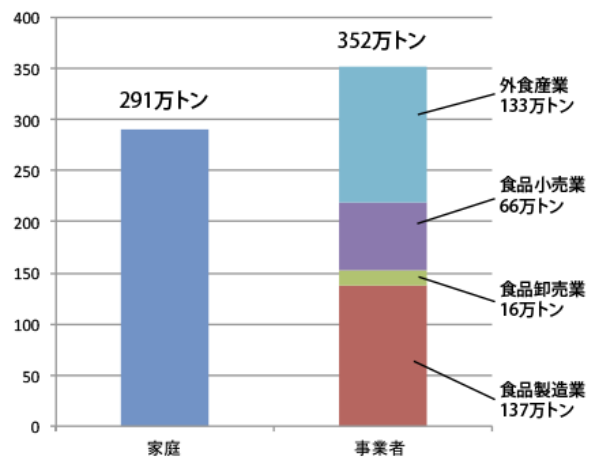
基本原則：「3R+Renewable（代替素材）」	
重点戦略	マイルストーン（中間目標点）
<ul style="list-style-type: none">● レジ袋などワンウェイプラスチックの使用削減● プラスチックの分別収集の推進● 再生材、バイオプラの需要喚起● ポイ捨て撲滅、海洋ごみ実態把握など海洋プラスチック対策● 途上国における対策支援● 資源循環関連産業の振興● プラスチック代替製品、リサイクル技術などの技術開発など	<ul style="list-style-type: none">① 2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制② 2025 年までにリユース・リサイクル可能なデザインに③ 2030 年までに容器包装の 6 割をリユース・リサイクル④ 2035 年までに使用済プラスチックを 100%リユース・リサイクル等により、有効利用⑤ 2030 年までに再生利用を倍増⑥ 2030 年までにバイオマスプラスチックを約 200 万トン導入

③食品ロス削減推進法の制定・施行

- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称：食品ロス削減推進法）が、令和元年 5 月 31 日に公布され、令和元年 10 月 1 日に施行されました。
- 食品ロス削減推進法では、国は食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定することとなっています。
また、地方自治体には地域の特性に応じた施策の策定・実施、事業者には自らの削減努力とともに国や地方公共団体の施策への協力などを求めています。
- 令和 2 年 3 月 31 日、国は「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を閣議決定しました。

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の概要

- 食品ロス量は、年間 643 万トン（平成 28 年度）。このうち、事業系は 352 万トン、家庭系は 291 万トンと推計されています。



- 国は基本的施策として以下を推進します。
 - ・ 教育及び学習の振興、普及啓発
 - ・ 食品関連事業者等の取組に対する支援
 - ・ 表彰
 - ・ 実態調査及び調査・研究の推進
 - ・ 情報の収集及び提供
 - ・ 未利用食品を提供するための活動の支援等
- 国は、2030 年度までに 2000 年度比で食品ロス量を半減することを目標として掲げています*。
- 都道府県および区市町村には、基本方針を踏まえ「食品ロス削減推進計画」を策定することが望ましいとされています。

※事業系：食品リサイクル法基本方針（2019 年 7 月）
家庭系：第四次循環型社会形成推進基本計画

(2) 東京都の動向

①東京都資源循環・廃棄物処理計画の策定

- 東京都は、2016（平成 28）年 3 月に廃棄物処理計画を改訂し、「東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design TOKYO～」を公表しました。
- 2030（令和 12）年度を目標とする 2016（平成 28）年度から 2020（令和 2）年度までの 5 年間の計画で、食品ロスなどの資源ロスの削減、事業系廃棄物のリサイクルルールづくりなどを主な施策として掲げています。

②「ゼロエミッション東京戦略」の策定

- 東京都は、平均気温の上昇を 1.5℃に抑え、2050 年に CO2 排出実質ゼロに貢献するための「ゼロエミッション東京戦略」を、令和元年 12 月 27 日に公表しました。
- 戦略では、分野ごとに 2050 年に目指すべき姿（ゴール）とロードマップを示し、2030 年に到達すべき目標と具体的取り組みを設定しています。
- リサイクルに関連する 2030 年の目標としては、以下を掲げています。
 - ・一般廃棄物のリサイクル率：37%
 - ・廃プラスチックの焼却量：40%削減
 - ・食品ロス発生量（2000 年度比）：半減
- プラスチック対策については、「プラスチック削減プログラム」を同時に公表し、レジ袋等のワンウェイプラスチック対策、プラスチック分別収集の拡大促進、事業系プラスチックのリサイクルの促進、ペットボトルのボトル to ボトルの推進などを進めるものとしています。



(3) 国際的な動向

①持続可能な開発目標（SDGs）の採択

- 2015（平成 27）年 9 月、持続可能な開発目標 SDGs（Sustainable Development Goals）が国連サミットにおいて全会一致で採択されました。SDGs は、2030（令和 12）年を期限とする 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットからなっています。
- たとえば、「2030 年までに小売・消費レベルにおける一人当たりの食料の廃棄を半減させる」というターゲットは、我が国の第四次循環型社会形成推進基本計画の食品ロス削減目標にも反映されています。

図表 14 持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール



②G20 大阪サミットでの「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有

- 海洋プラスチックごみ問題の深刻化を受け、令和元年6月の G20 大阪サミットでは、「2050 年までにプラスチックごみによる新たな海洋汚染をゼロにする」ことなどを盛り込んだ、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が公表されました。
- 既に各国では、ワンウェイのプラスチック製品を規制するなどの法整備が進められています。（例：使い捨てプラスチックを禁止する EU 指令など）

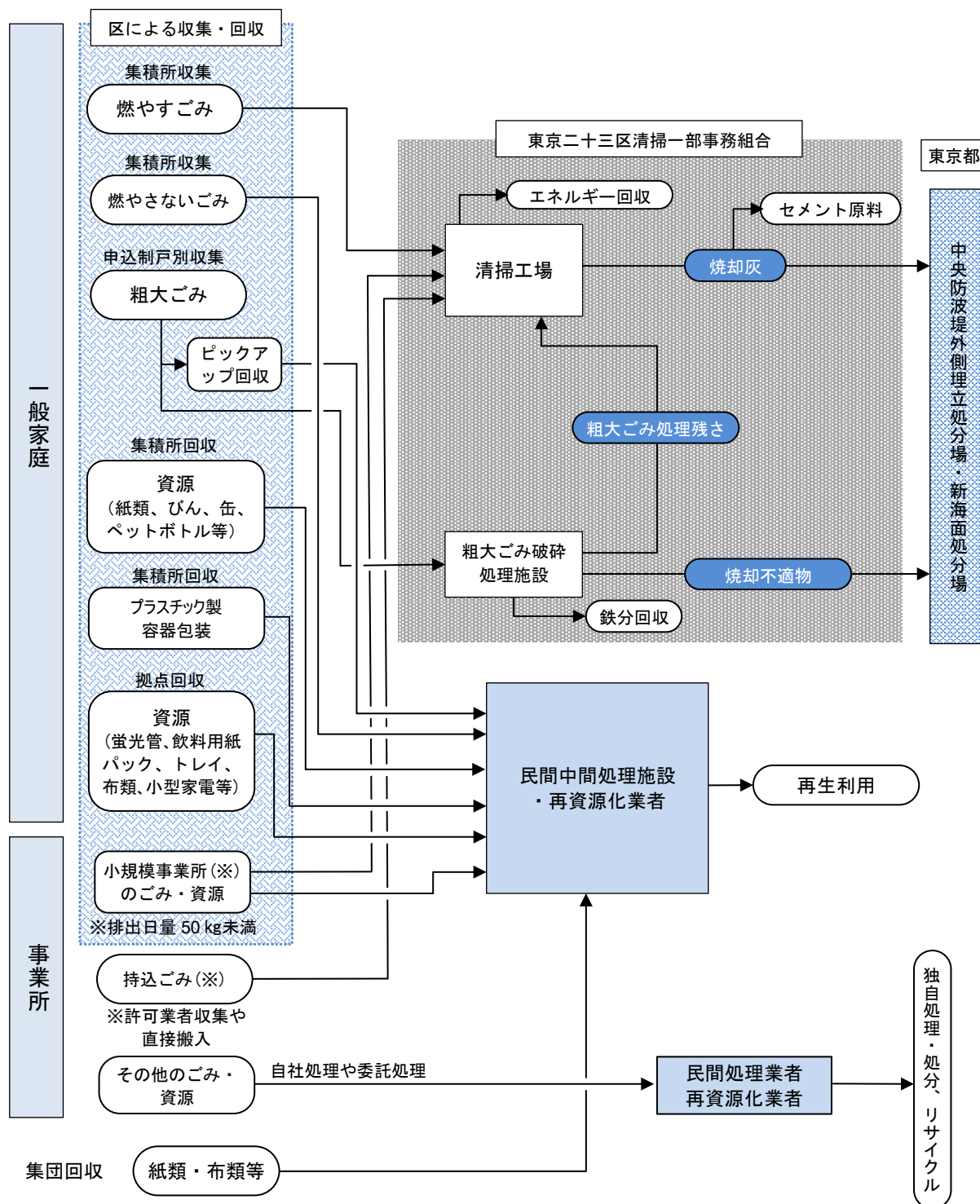
③中国をはじめとするアジア諸国での廃棄物輸入規制の強化

- 中国は、平成 30（2018）年より廃プラスチックや古紙といった廃棄物の輸入規制を強化し始めています。
- これにより、日本では産業廃棄物系の廃プラスチックが国内に約 50 万トン滞留していると言われていています。他の東南アジア諸国やインド等でも、廃棄物輸入規制の動きが強まっています。
- また、中国は古紙も令和 2 年中に古紙輸入量をゼロにすることを目指し輸入を絞っており、日本国内の古紙価格も下落するといった影響が出始めています。

4. ごみ・資源量の推移

- 下図に、区のごみ・資源の流れを示します。
- 区はごみの収集、資源物の回収・リサイクルを担っており、ごみの焼却などの中間処理は東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理、埋立処分は東京都が実施しています。

図表 15 区のごみ・資源の流れ



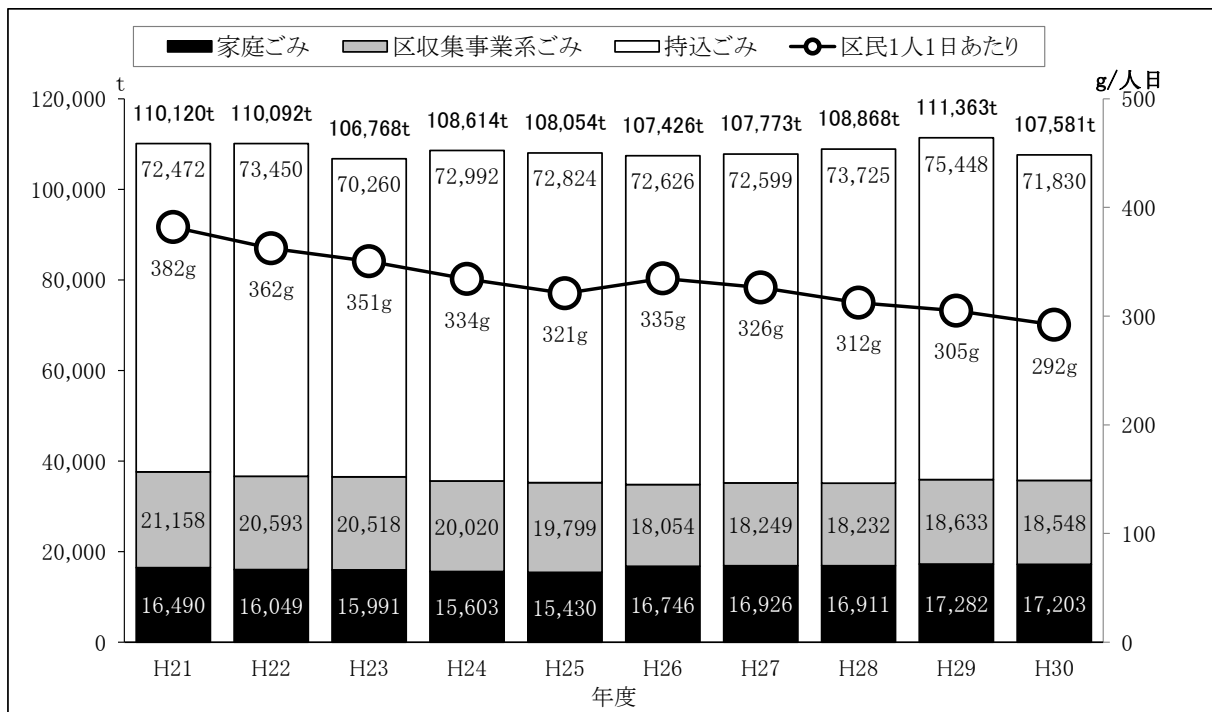
(1) ごみ量の推移

- 区内で発生するごみは、区収集ごみと持込ごみとがあります。また、区収集ごみには家庭ごみのほか、小規模事業所が排出する事業系ごみもあります。区収集ごみに含まれる家庭ごみと事業系ごみの比率は、一般廃棄物処理基本計画改定時に行う「ごみ排出実態調査」から推計しています*。

※区収集ごみに含まれる事業系ごみの比率を以下のように設定。

- ・平成 21～25 年度：56.20%（平成 21 年度ごみ排出実態調査より）
 - ・平成 26～30 年度：51.88%（平成 26 年度ごみ排出実態調査より）
- ここ 10 年間のごみ量は概ね横ばい傾向にあります。平成 26 年度に家庭ごみが増加し、区収集事業系ごみが減少しているように見えますが、これは、ごみ排出実態調査に基づく家庭ごみと事業系ごみの比率の見直しがあったためです。
 - ごみ量がほぼ横ばいであるのに対し、人口は一貫して増え続けています。そのため、区民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ量は減少傾向にあります。

図表 16 年間ごみ量・区民 1 人 1 日当たりごみ量の推移



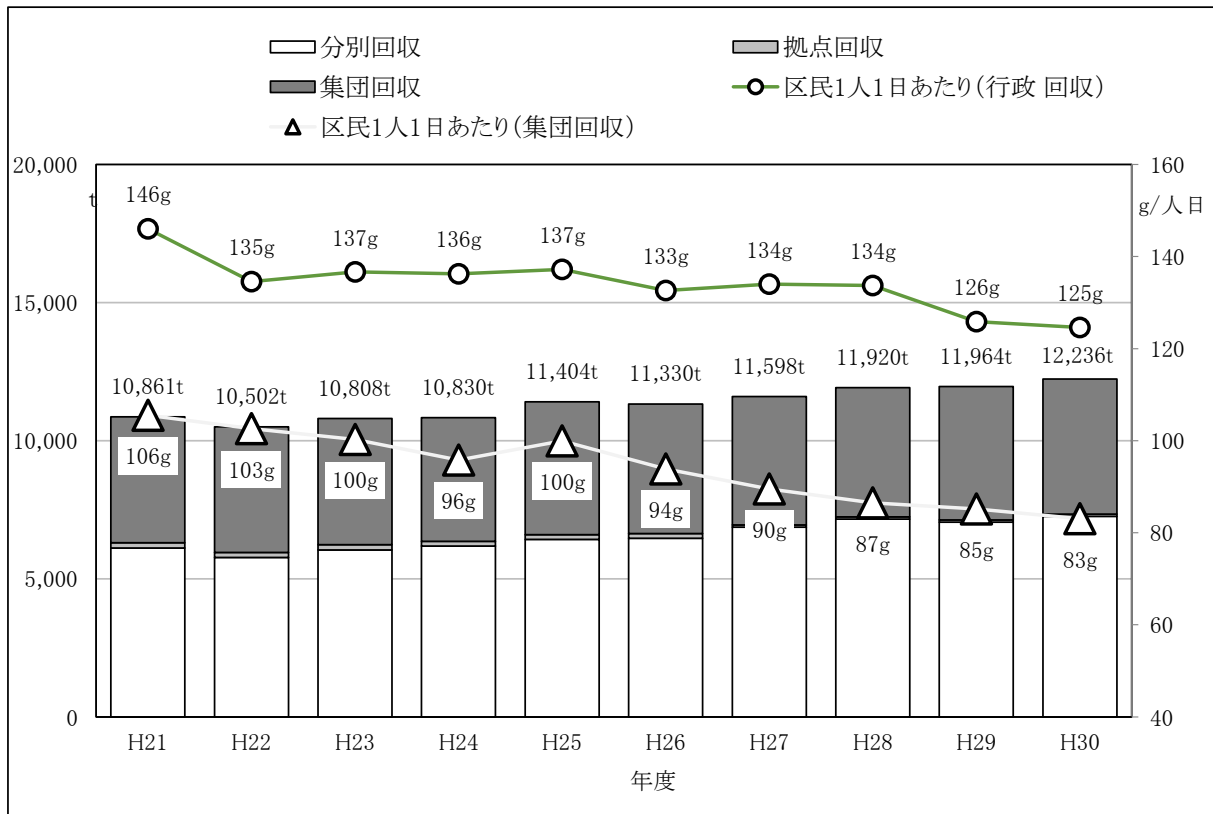
(2) 資源回収量の推移

① 施策別資源回収量

- 資源回収の施策別の回収量の推移を図表 17 に示します。
- 「分別回収」は、集積所における回収で、紙類、びん・缶、金属類、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象としています。
- 小学校や公共施設などにおける「拠点回収」は、紙パック、トレイ、廃食用油、布類、電池類、蛍光管、小型家電（平成 26 年 4 月開始）、水銀使用製品（平成 28 年 4 月開始）が対象となっています。
- 町会・PTA 等の地域団体による「集団回収」に対しては、区では用具類の貸出しや助成金の交付等の活動支援を行っています。平成 31 年 4 月 1 日現在の登録団体数は 310 団体です。
- 平成 30 年度の資源回収量の合計は 12,236 トンで、順調に伸びていますが、区民 1 人 1 日当たり*で見ると行政回収（分別回収・拠点回収）、集団回収共に減少傾向にあります。

※行政回収等に出される事業系資源も含まれます。

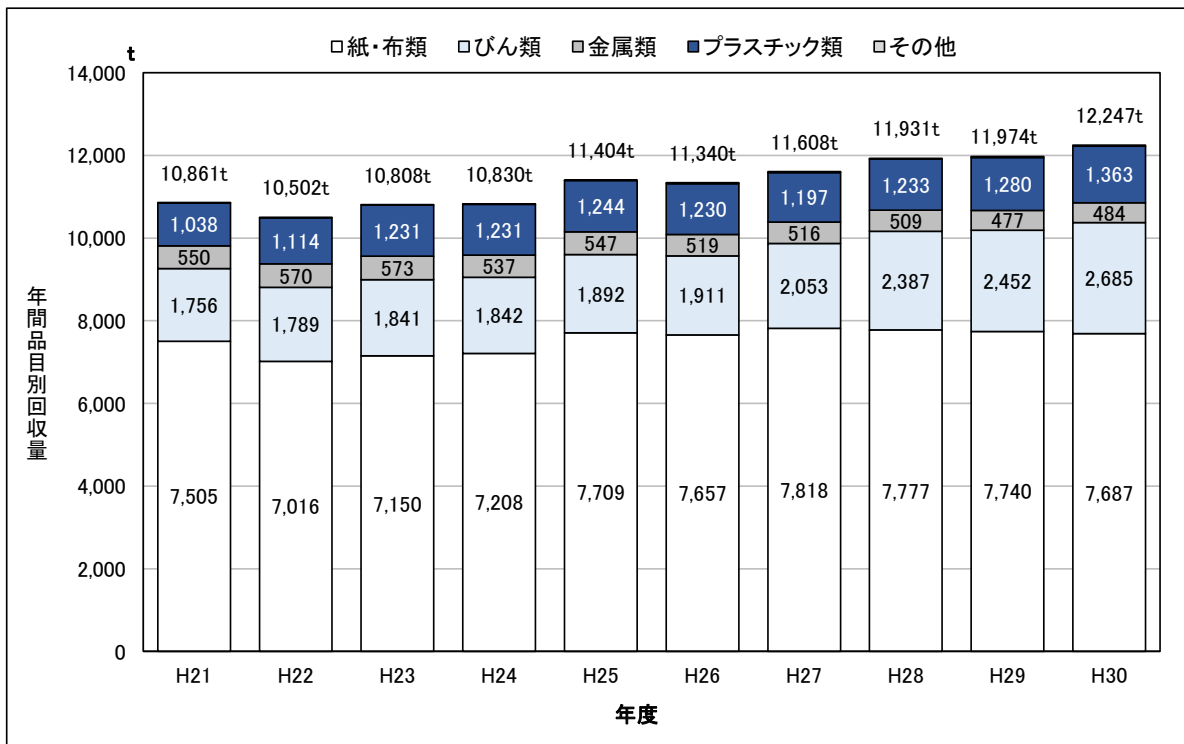
図表 17 施策別資源回収量・区民 1 人 1 日当たり資源回収量の推移



②品目別の資源回収量

- 品目別の資源回収量の推移を図表 18 に示します。
- 品目別の資源回収量を見ると、びん類やペットボトルを含むプラスチック製容器包装の回収量は伸びているものの、紙類の回収量は減少傾向にあることが分ります。
- なお、「その他」には、平成 26 年 4 月から開始された粗大ごみからのピックアップ回収（電子レンジ・炊飯器・DVD プレーヤー等）の量も含まれています。

図表 18 品目別資源回収量の推移



(3) 事業用大規模建築物・事業用建築物のごみ量

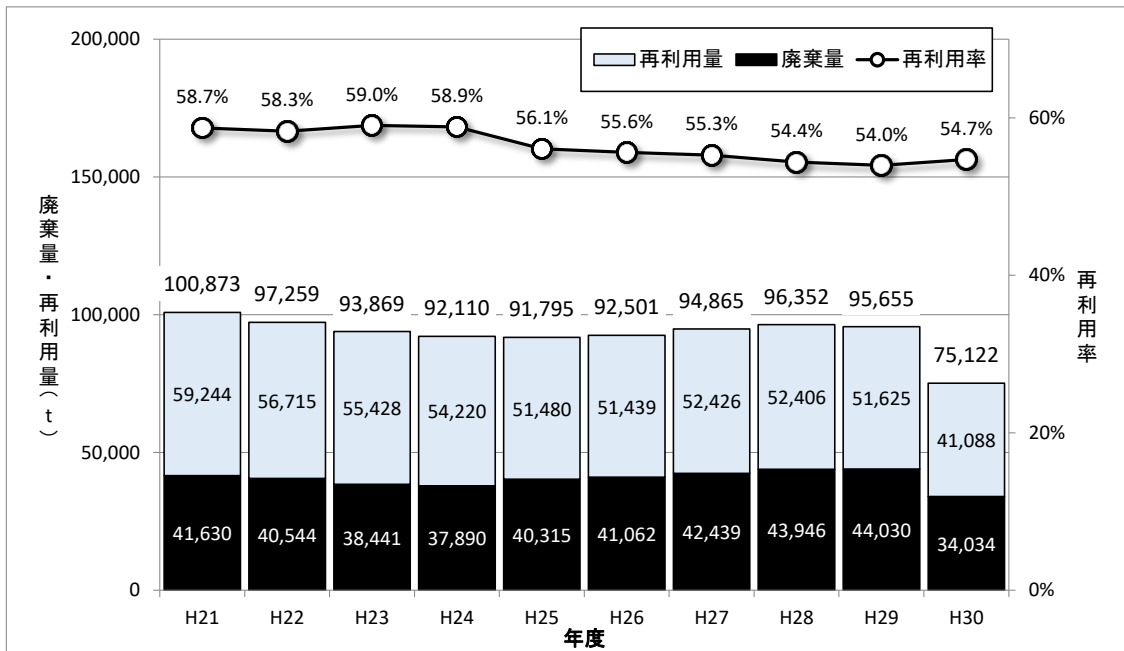
①事業用大規模建築物（延床面積 3,000 m²以上）の事業系ごみ量

区では、延床面積 3,000 m²以上の事業用大規模建築物の所有者等には、条例に基づき、廃棄物管理責任者の選任と「再利用計画書」の提出を義務づけています。

下のグラフは、「再利用計画書」の実績欄を年度ごとに集計したものです。

平成 30 年度の排出量の大幅な減少は、築地市場の豊洲移転（10 月）が要因と考えられます。

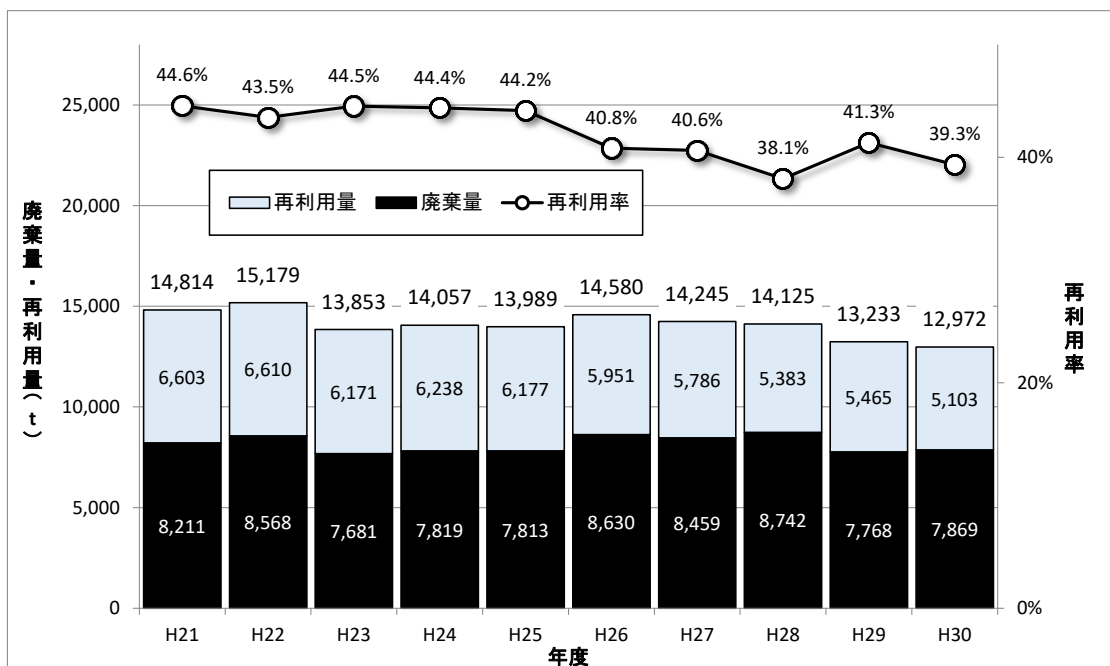
図表 19 事業用大規模建築物のごみ量・再利用率、再利用率



②事業用建築物（延床面積 1,000 m²以上 3,000 m²未満）の事業系ごみ量

区は、延床面積 1,000 m²以上 3,000 m²未満の事業用建築物の所有者等に対し、廃棄物管理責任者の選任と「再利用実績報告書」の提出を義務づけています。「再利用実績報告書」の集計を見ると、排出量はここ 5 年ほどゆるやかに減少しています。

図表 20 事業用建築物のごみ量・再利用率、再利用率



5. 数値目標の達成状況

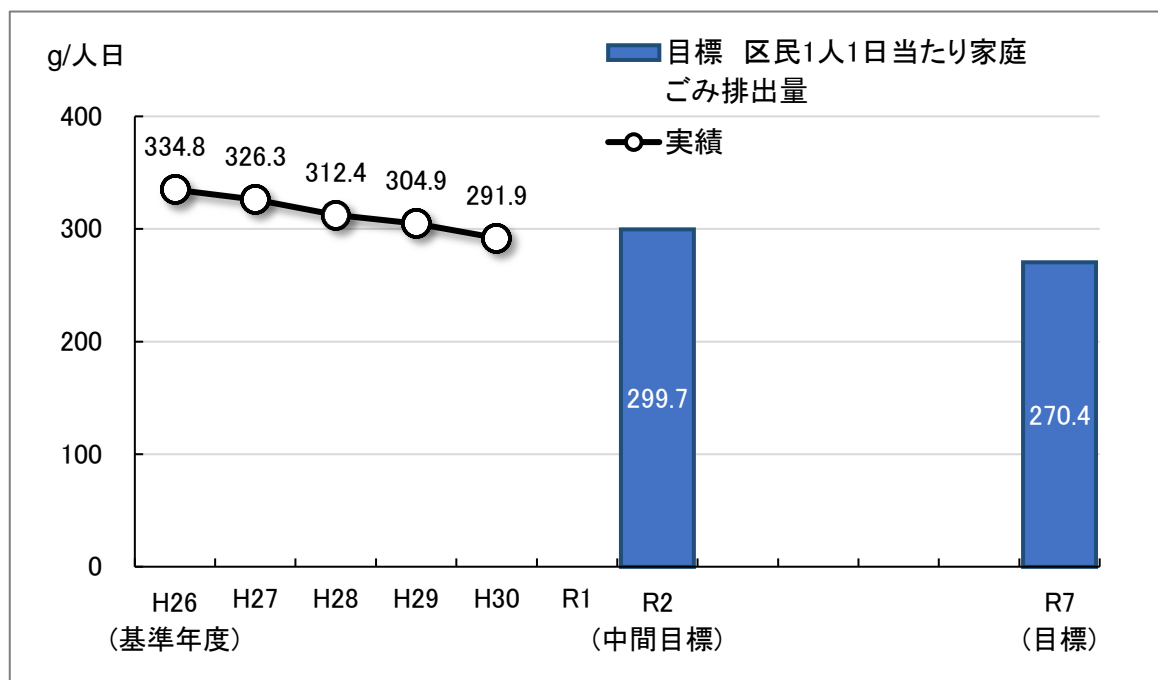
(1) 家庭ごみの減量目標

- 現行の一般廃棄物処理基本計画では、家庭ごみについて、1人1日あたりの排出量（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみの合計）を減量目標としています。目標値は下表のとおりです。

	2014（平成26）年度 （基準年度）	2020（令和2）年度 （中間目標）	2025（令和7）年度 （目標）
家庭ごみの排出量 （1人1日あたり）	334.6g/人日	299.7g/人日 （-10.4%）	270.4g/人日 （-19.2%）

- 1人1日あたりの家庭ごみ量の実績を見ると、2018（平成30）年度に291.9g/人日と、2020（令和2）年度の中間目標値をクリアしています。

図表 21 家庭ごみの減量目標の達成状況



(2) 事業系ごみの減量目標

- 事業系ごみについては、事業用大規模建築物および事業用建築物の立入調査による排出指導などの取り組み目標として、「(1)事業用大規模建築物の可燃ごみ排出量」(従業員1人1日あたり)と「(2)事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用率」を設定し、「(3)事業系ごみの年間排出量」を減量目標としています。

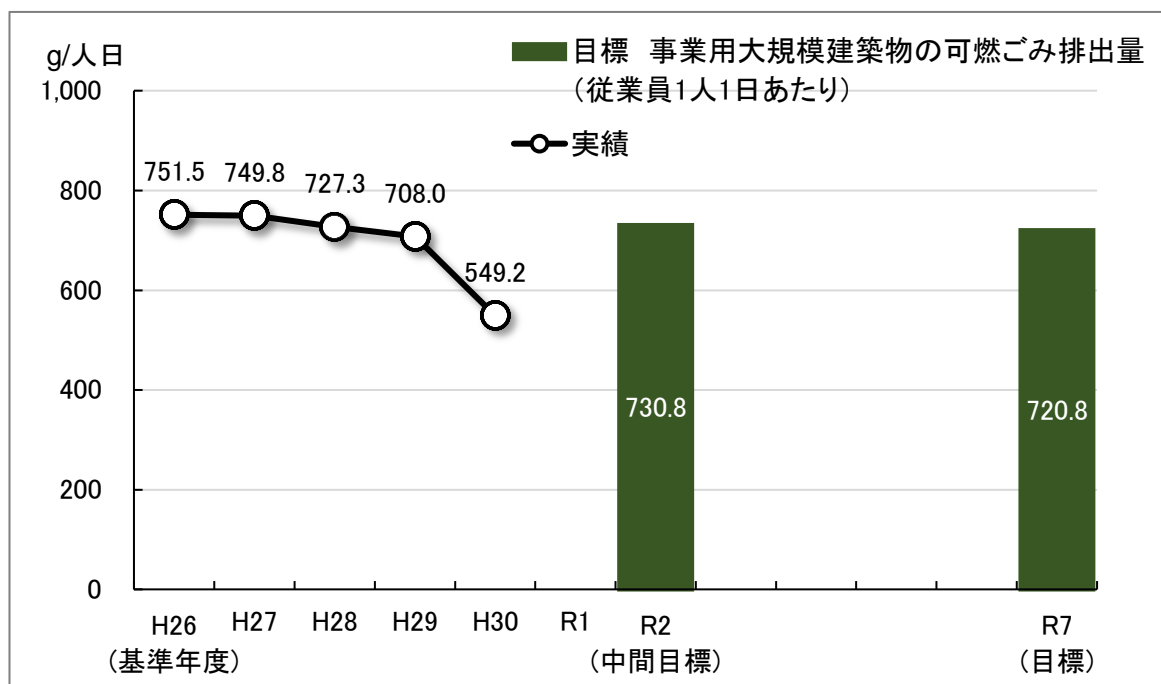
①事業用大規模建築物の可燃ごみ排出量(従業員1人1日あたり)

- 延床面積3,000㎡以上の大規模建築物においては、2025(令和7)年度に従業員1人1日あたりの可燃ごみ排出量を、2014(平成26)年度比で3.9%削減することを目標としています。

	2014(平成26)年度 (基準年度)	2020(令和2)年度 (中間目標)	2025(令和7)年度 (目標)
事業用大規模建築物 可燃ごみ排出量 (1人1日あたり)	750.3g/人日	730.8g/人日 (-2.6%)	720.8g/人日 (-3.9%)

- 2018(平成30)年度までの実績値を見ると、2016(平成28)年度に2020(令和2)年度の中間目標値を下回り、特に2018(平成30)年度は大幅な減となっています。

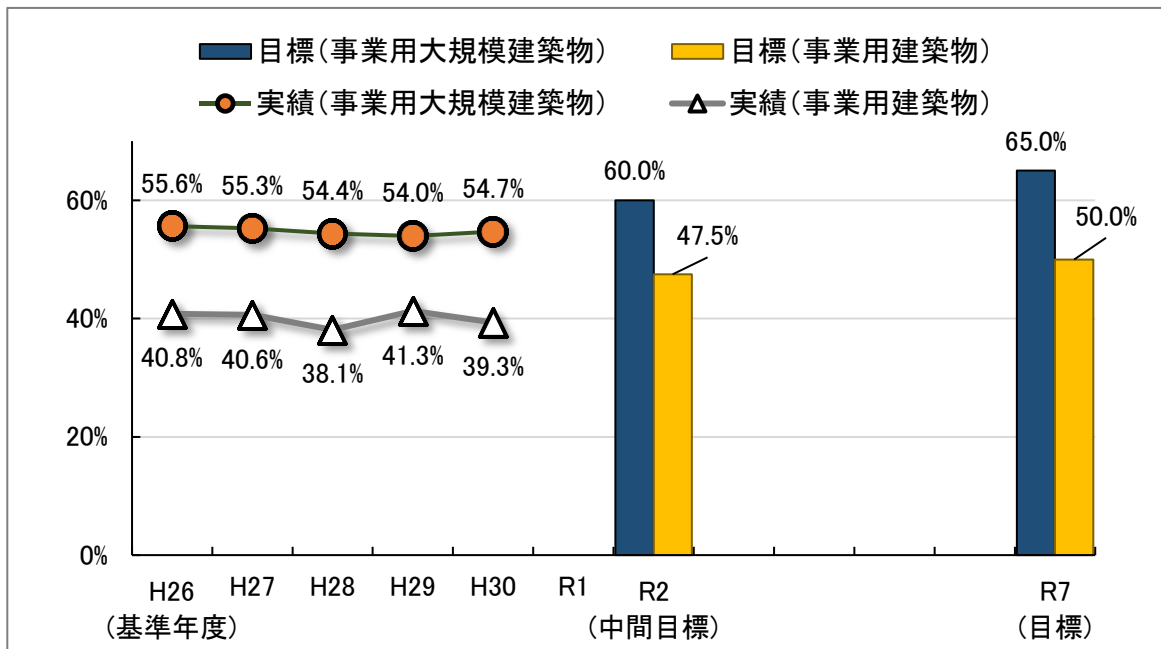
図表 22 事業用大規模建築物の可燃ごみ排出量の目標達成状況(従業員1人1日あたり)



②事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用率

- 再利用率については、事業用大規模建築物（延床面積 3,000 m²以上）における 2025（令和 7）年度の再利用率を 65%、事業用建築物（延床面積 1,000 m²以上 3,000 m²未満）の再利用率を 50%に引き上げることを目標としています。
- 2018（平成 30）年度までの実績値を見ると、事業用大規模建築物、事業用建築物共に再利用率はほぼ横ばいで推移しており、現状のままでは目標達成は困難と見込まれます。

図表 23 事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用率の目標達成状況



③事業系ごみの年間排出量（区収集事業系ごみ・持込ごみ）

- 現行の一般廃棄物処理基本計画では、事業系ごみの年間排出量（区収集事業系ごみ・持込ごみ）については、2025（令和7）年度に2014（平成26）年度比で約14.9%削減することを目標としています。

	2014（平成26）年度 （基準年度）	2020（令和2）年度 （中間目標）	2025（令和7）年度 （目標）
事業系ごみの排出量 （区収集・持込合計）	90,687 トン	84,885 トン （-6.4%）	77,140 トン （-14.9%）

- 事業系ごみ年間排出量（図表16の区収集事業系ごみと持込ごみの合計）の実績を見ると、2017（平成29）年度まで増加傾向にあるものの、2018（平成30）年度に減少に転じており、この傾向が続けば、2020（令和2）年度の中間目標値に近づくことも期待されます。

図表 24 事業系ごみ年間排出量の目標達成状況

